

## 第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>1 北名古屋沖村西部土地区画整理事業の決定に至った縦覧の理由書には、当該区域の住民及び地権者の本件事業に係る権利等に対する意見の記述が不在である。</p> <p>2 当該土地区画整理事業について、都市計画を定めるにつき都市計画法(都市計画を定める者)第15条第1項に規定されている、同法(公聴会の開催等)第16条第1項規定の「住民及び地権者の権利である意見等の要望」が記述されていない。</p> <p>3 当該土地区画整理事業は、北名古屋市沖村西部地区の住民及び地権者が事業者でなければならない。当該土地区画整理組合はいつ設立されるか不明確である。</p>	<p>北名古屋市決定の北名古屋沖村西部土地区画整理事業に関する意見である。</p>